

令和7年3月26日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

(担当・内線) 相談支援係 古川(3040)

(代表電話) 03(5253)1111

障害者相談支援事業の実施状況等について

障害者相談支援事業の実施状況等について、今般取りまとめましたので、公表します。

【目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、昨年度に引き続き、全市町村（市町村数 1,741）及び全都道府県を対象として、令和6年4月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

※ 平成23年4月時点の調査対象は、全国1,747市町村、47都道府県のうち被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く1,619市町村、44都道府県であるため、平成23年4月時点の状況や平成22年度の実績については被災3県を除くデータとなっている。

【ポイント】

I 基幹相談支援センター、指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等

- 基幹相談支援センターは60%（1,045市町村・1,309箇所）の市町村が設置。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は12,324事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は18%（2,209事業所）。
- 指定一般相談支援事業所数は3,837事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は39%（1,509事業所）。
- 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は28,914人。

II 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

- 平成18年度から令和5年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者は167,585人、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者は334,732人（平成31年度以降は基礎研修修了者数を算入）。

【概況（市町村分）】（括弧内は「別添資料１：市町村分」のページ数）

1 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 61%（1,057 市町村）、複数市町村共同（単独＋複数市町村共同を含む）が 39%（684 市町村）。(P1)
- 実施方法は、直営のみが 10%（181 市町村）、委託を含むが 90%（1,560 市町村）。(P1)
- 運営方法は、3 障害一元化して実施が 83%（1,444 市町村）、障害種別ごとに実施が 14%（238 市町村）、地域包括支援センターと一体的に実施が 2%（46 市町村）等。(P1)
- 30%（516 市町村）が 24 時間 365 日対応。(P1)
- ピアカウンセリングは、39%（681 市町村）が実施。(P2)
 - ・ 実施市町村を対象障害別にみると、身体障害が 76%（528 市町村）、知的障害が 65%（444 市町村）、精神障害が 88%（602 市町村）。(重複あり)

2 基幹相談支援センターについて

- 60%（1,045 市町村・1,309 箇所）が設置。このうち、委託により設置している基幹相談支援センターは 80%（1,047 箇所）。(P4)
- 基幹相談支援センターの運営主体は、社会福祉法人が 60%（785 箇所）、地方公共団体が 20%（259 箇所）、特定非営利法人が 10%（133 箇所）など。(P4)
- 基幹相談支援センターの窓口の設置場所は、市町村役所が 24%（312 箇所）、公共施設が 24%（316 箇所）など。(P4)
- 令和 6 年度中に設置予定の市町村数は、76 市町村。(P4)

3 基幹相談支援センター機能強化事業について

- 64%（1,114 市町村）が実施。(P6)

4 （自立支援）協議会について

- 97%（1,689 市町村）が設置となっている。(P9)
- 1,212 協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く。）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 81%（978 協議会）。(P10)

5 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 12,324 事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 18%（2,209 事業所）、委託を受けていない事業所は 82%（10,115 事業所）。(P12)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 38% (4,671 事業所)、営利法人が 28% (3,483 事業所)、特定非営利法人が 15% (1,803 事業所) など。(P12)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 73% (8,964 事業所)、障害者支援施設が 7% (830 事業所) など。(P12)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所で相談支援業務に従事する数は 32,632 人。
うち、相談支援専門員は 28,661 人。
うち、ピアカウンセラーは 767 人。(P13)
- ※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めている。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の 9% (1,076 事業所) が 24 時間 365 日対応。(P14)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、障害種別を問わず全ての障害児・者に対応している事業所は 66% (8,106 事業所)。(P14)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 282 事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 137 事業所など。(P14)

6 セルフプランについて

- 計画相談支援におけるセルフプラン率は 15.8%、障害児相談支援におけるセルフプラン率は、30.7% (P15)

【概況（都道府県分）】（括弧内は「別添資料２：都道府県分」のページ数）

1 管内の指定一般相談支援事業所について

- 指定一般相談支援事業所数は 3,837 事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 39%（1,509 事業所）。(P1)
- 指定一般相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 51%（1,959 事業所）、営利法人が 19%（723 事業所）、特定非営利法人が 13%（494 事業所）など。(P1)
- 指定一般相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 70%（2,677 事業所）、障害者支援施設が 8%（301 事業所）など。(P1)
- 指定一般相談支援事業所で相談支援業務に従事する数は 13,520 人。
うち、相談支援専門員は 11,643 人。
うち、ピアカウンセラーは 494 人。(P2)
- 指定一般相談支援事業所の 19%（697 事業所）が 24 時間 365 日対応。(P3)
- 指定一般相談支援事業所のうち、障害種別を問わず全ての障害者に対応している事業所は 78%（3,009 事業所）。(P3)
- 指定一般相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 159 事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 93 事業所など。(P3)

2 障害児等療育支援事業について

- 41 都道府県が実施。また、82 指定都市・中核市のうち、57 市が実施。(P6)

3 相談支援従事者研修について

- 令和 5 年度の初任者研修修了者は 6,125 人、現任研修修了者は 6,420 人、主任研修修了者は 700 人。(P7)

4 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修について

- 令和 5 年度の基礎研修修了者は 21,508 人、実践研修修了者は 14,524 人、更新研修修了者は 20,159 人(P8)

5 都道府県（自立支援）協議会について

- 47 都道府県全てが設置。(P10)
- 47 都道府県のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く。）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 41 都道府県（87%）。(P10)
- 47 都道府県のうち、専門部会を設置しているのは 45 都道府県。このうち、課題別に設置している都道府県は 45 都道府県。そのうち、相談支援関係が 29 都道府県、人材養成関係が 28 都道府県、地域移行関係が 22 都道府県。（重複あり）(P11)